

幕末佐賀研究会規約

(名称)

第1条 本会は、幕末佐賀研究会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、幕末明治期における佐賀の科学技術、医学、蘭学、美術、文学、環境などに関する調査・研究を行い、日本の近代化に貢献した基盤を明らかにするとともに、その保存につとめ次世代を担う人材を図りつつ、今後の地域の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、前条の目的に賛同し、次の所定の会費を納入した個人会員及び団体会員並びに会長が総会の承認を得て指名した名誉会員とする。

①個人会員 年会費 3000 円を納入した者。

ただし、大学生以下の年会費は 1000 円とする。

②団体会員 年会費 5000 円を納入した名誉会員。

③ 名誉会長 年会費を免除する。

- ・退会を希望する会員は、会長あてに書面をもって申し出をするものとする。
- ・個人会員及び団体会員が年会費を3年以上滞納したときは退会したもとする。

(総会)

第4条 本会の会則の改廃、事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算、役員を選出、その他の重要事項を審議するため、総会を毎年1回開催する。ただし会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。

(役員)

第5条 本会に役員を置く、役員は総会で選出し、任期は2年。ただし、再任はさまたげない。任期の途中で退任した役員の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(1)会長を置く。会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長を1名置く。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長が職務を代行する。

(3)事務局長を置く。事務局長は本会の事務を総括する。

(4)事務局長不在の時は、事務局長代理が事務を総括する。

(5) 監事を1名置く。監事は本会の収支状況を監査する。

(6) 会長は総会の承認を得て名誉会長及び顧問を置くことができる。

(活動)

第6条 本会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 奇数月に例会を開催し、会員並びに外部講師による研究発表及び本会の活動報告の場とする。
- (2) 幕末明治期における科学技術、医学、蘭学、美術、文学などに関する調査、研究、活動報告。
- (3) 幕末明治期における科学技術、医学、蘭学、美術、分類などに関する講演会、現地見学会、並びに学習会などの開催。
- (4) その他、第2条に規定する目的に合致する活動。
- (5) 前記項目に掲げる活動を円滑に実施するため、会員による企画・広報及び資料調査などの活動を行う。「企画・広報」「文献調査」及び「現地調査」の部会を設ける。

(会計)

第7条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充当する。本会の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、鍋島報効会(佐賀市松原2丁目5番22号)内に置く。

附則

この規約は、平成13年7月2日から施行。

付則

この規約は、平成25年11月25日から施行。

(役員・部会)

名誉会長	上原春夫	小川博司	長野暹	三浦哲彦
会長	青木歳幸			
副会長	大坪芳男			

企画・広報部会	原敏明 原田彰
文献調査部会	片倉日龍雄 大園隆二郎
現地調査部会	原田 彰 原敏明
監事	藤口悦子
事務局長	不在(原田彰 兼務)

平成25年11月15日